

平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)  
平成28年(ワ)第696号放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)  
平成29年(ワ)第137号放送法順守義務確認等請求事件(第3事件)  
平成29年(ワ)第466号放送法順守義務確認等請求事件(第4事件)  
第1事件原告 宮内正厳  
第2事件原告 溝川悠介外44名  
第3事件原告 北野重一外57名  
第4事件原告 高桑次郎外21名  
被 告 日本放送協会

## 意見陳述書

2018年7月9日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

### 第1 放送受信契約の法的性格は何か、重要な争点である。

1 放送受信契約は「有償双務契約」であり、被告NHKは、原告ら視聴者から放送受信料を受け取る対価として、ニュース報道番組において放送法第4条及び国内番組基準を遵守して放送する義務を負っている。

このことを原告らは一貫して主張してきたが、被告は、「放送受信料の法的性質は特殊な負担金である」(以下「特殊負担金論」という)として、双務契約であることを争ってきた。

### 2 「特殊負担金論」への求釈明と応答拒否の経緯

被告の「特殊負担金論」に対して、原告は2017年3月23日の第3回口頭弁論において陳述した原告準備書面(二)で、「③被告は、日本放送協会放送受信規約の第13条2項において、「地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行うことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない」と規定し、受信料を支払うに見合うだけの放送と受信がなかつ

た場合には、受信料を徴収しないということをNHK自身が定めているが、この条項は受信と受信料の支払いに対価性があることを認めている趣旨ではないのか。」など、5項目の釈明を求めた。

2017年6月19日の第4回口頭弁論において、原告は上記5項目の釈明を求め、少なくとも「原告準備書面(二)第2の2⑤の釈明※を求める。」と強く釈明を求めた。

※⑤ 被告は、答弁書において、「日本で唯一公共放送を担う特殊法人について、番組編成や報道等において広告主や国家から独立性を確保し公共性と表現の自由を確保するためには、被告(NHK)において広告料や税金ではない独立した自主財源を確保する必要がある。そこで、被告(NHK)の財源は、広告料でもなく税金でもない、被告(NHK)の放送を受信することのできる受信設備の設置者から徴収する放送受信料とされた」と主張しているが、この主張は、放送受信料が、本質的に、NHKの放送(の受信)と対価関係にあることを前提としていると理解できるが、その理解で、間違いないか。この主張と対価性を否定する被告の主張との整合性を明らかにされたい。

この原告の求釈明は、第4回口頭弁論調書に記載されたが、第5回口頭弁論においても、その後の3回の口頭弁論に於いても、被告は専ら沈黙を決め込み、全く釈明に応じていない。

### 3 「特殊負担金論」否定の最高裁大法廷判決

2017年12月6日に言い渡された最高裁平成29年大法廷判決は、「任意に受信契約を締結しない者との間においても、受信契約の成立には双方の意思表示の合致が必要」と判示して、被告NHKが本件訴訟でも主張している「特殊負担金論」を明確に否定した。

「特殊負担金論」が最高裁大法廷判決によって明確に否定された以上、被告は沈黙・無視を決め込むのではなく、放送受信契約におけるNHKの放送義務の内容について、具体的な主張をすべきが当然である。

それとも、NHKは放送法に基づいて設立された特殊法人だから、視聴者は一方的に受信料を負担するだけで、NHKがどのような内容の放送をするのかについて、受信契約者には一切の発言権を

認めない、事実上の「片務契約」であるとでも考えているのであろうか。NHKの受信契約者に対する法的義務について明確に回答されたい。

## 第2 NHKが放送受信契約者に対して負担する義務の内容が、本訴の最大の争点である。

- 1 最高裁大法廷判決は、NHKの義務の内容については踏み込んでいない。放送受信契約を結んでいない国民に対し、放送受信契約の締結を義務付け、受信料の支払い請求ができるか否かが争点だったからである。但し、NHKの公共放送としての性格を強調している点は注目される。

受信料の負担に対応するNHKの放送義務の内容について、正面から問うている本件は、前例のない画期的な裁判と原告らは自負しており、近畿一円及び愛知県から毎回の裁判に傍聴者が駆けつけるなど、注目の的となっている。

- 2 原告は、NHKの独立性、中立性、公共性を確保する制度として受信料制度が採用されていることから、NHKは、視聴者に対し、独立性、中立性、公共性を確保した内容の番組を放送する義務を契約上当然に負っていると主張するものである。

具体的には、NHKは、放送法4条1項各号及び国内番組基準を遵守した内容の放送を行う義務を負っており、NHKが放送法4条1項各号や国内番組基準に違反する内容の番組を放送し、もはやその独立性、中立性、公共性を喪失ないし危殆に瀕するに至らしめた場合には、視聴者に対する放送受信契約上の義務違反として損害賠償責任を負うのである。

## 第3 被告には放送受信契約上、放送法を遵守した報道番組を放送する義務がある

今回の準備書面（十三）では、放送法4条1項各号を遵守したニュース報道番組を放送することが放送受信契約上の被告NHKの義務となっている理由について、放送法の諸規定を引用して主張を補充した。

- 1 放送法1条及び3条の規定

放送法は、第1条において、「この法律は、次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする」と定め、以下の3大原則（以下「放送3大原則」という）を規定した。

すなわち、

一号 放送が国民に最大限に普及されて、放送の効用の享受を国民に保障すること。

二号 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって放送による表現の自由を確保すること。

三号 健全な民主主義の発達に資するようにすること。

放送法は、この放送3大原則のもと、3条において「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」として、放送番組編集の自由を認めた。その上、NHKによる公共放送と一般放送事業者による放送の2系列の放送制度を採用し、公共放送事業者としてNHKを設立することとした。NHKの事業運営の財源を受信料によって賄うこととしている趣旨は、国民の知る権利を実質的に充足し健全な民主主義の発達に寄与することを究極的な目的としていることにある。

このように、放送3大原則を守り、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与することが放送法の定めるNHKの使命・役割なのである。

## 2 放送法15条、64条

上記の使命・役割を全うするため、放送法15条は、NHK（日本放送協会）の目的について、公共の福祉のために、①「あまねく日本全国において放送を受信できるように」すること、②質の面においても、「豊かで、かつ、良い放送番組による・・・放送を行う」ことを定めている。

## 3 放送法に基づいて設立されたNHKは、放送法の制定の経緯、放送法1条、3条、15条及び64条等の規定によって、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与することような内容の放送番組（ニュース報道番組）を放送する公共的な使命・役割を担っており、「公共放送としてふさわしい放送をする」義務を受信料を支払う国民（視聴者）に対して負っている。

「公共放送としてふさわしい放送をする」義務は、具体的には、放送法4条が規定する放送番組編集の準則「一 公安及び善良な風俗を害しないこと。二 政治的に公平であること。三 報道は事実をまげないですること。四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」を遵守した放送番組（ニュース報道番組）を放送する義務を国民（視聴者）に対して負うのである。

#### 第4 問われる公共放送の在り方

1 民間放送局の放送は、無償で視聴できるのに対し、NHKについては、放送を現実に視聴しているか否かにかかわらず、国民は放送受信料を負担しなければならない。地上契約は2ヶ月払2520円、年額1万3990円（衛星契約では2ヶ月払い4460円、年額2万5320円）もの料金負担となっている。

視聴しないのに、このような多額の受信料の負担を強いられることに対し、疑問と不満を抱く国民は少なくない。NHKは、2006年から放送受信料の徴収強化に乗り出し、約4000件もの督促手続きをとった。

昨年12月の最高裁判決を機に受信料徴収額は増加し、NHKの平成30年度予算では、受信料収入は約6945億円を予定している。

無料の民放と違い、何故、NHKは受信料を徴収できるのか。「公共放送だから」「豊かで、かつ、良い放送番組による・・・放送を行う」ためである等との抽象的な説明だけでは、到底、国民を納得させることはできないだろう。

2 現在、西日本を襲った記録的な豪雨による甚大な災害が報道されて電気、ガス、水道などのライフラインの早期復旧が課題となっている。これらについては、一定の品質の役務・サービスを安全で、安定的に、かつ円滑に供給することが求められる。例えば、水道については、水道法第4条により「水道により給水される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。」として、病原生物の汚染のおそれがないこと、シアン、水銀その他の有害物質を含まないこと等の水質基準の確保が要求されている。

放送の場合には、放送の内容が問題となる。ニュース報道番組の放

送については、放送三大原則を守り、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するとの放送法の定めるNHKの使命・役割に照らし、NHKは放送法4条1項各号、国内番組基準を遵守した放送を行う義務があるのである。

公共放送を担うNHKは、かかる原告らの主張に対し、誠実に応えるべきである。

### 3 裁判所の積極的訴訟指揮を求める

2017年6月19日の第4回口頭弁論期日における原告の求釈明が口頭弁論調書に記載されているにもかかわらず、被告側が応答せず、無視を決め込んでいる現状に於いては、裁判所の積極的な訴訟指揮が必要であると確信する。放送受信契約の法的性格、放送受信契約上のNHKの放送義務の内容、原告らの主張する放送法4条及び国内番組基準を遵守した放送を行う義務があるとの原告の主張に対する明確な認否、反論をなすよう、被告NHKに促す裁判所の積極的な訴訟指揮を求める。

以上